



次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金

一般社団法人 次世代自動車振興センター

本日の説明内容

- | | |
|--------------------------------------|--------|
| 1. 事業概要 | P3 |
| 2. 申請期間及び申請から補助金交付までの流れについて | P4 |
| 3. 補助対象となる充電器と補助金額について | P5 |
| 4. 補助対象となる工事と補助金額について | P6～P15 |
| 5. その他申請にあたっての留意点
・利益等の排除、財産処分申請等 | P16 |

1. 事業の概要について

・目的 この補助金制度は、次世代自動車用充電整備の設置に関する補助等の事業を行うことにより、設備投資等を喚起するとともに、次世代自動車のさらなる普及を促進し、日本経済の下支えを図ることを目的とします。

・補助対象・期間・補助率

以下の4つの区分に応じて、**新たに充電整備を購入・設置**を行う方に対して、補助金が交付されます。

事業名	概要	補助対象	補助率
第1の事業	自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン(注1)に基づき、かつ公共性を有する(注2)充電設備の設置	充電器の購入費および設置工事費	2/3
第2の事業	ビジョンには基づかないものの、公共性を有する充電設備の設置	充電器の購入費および設置工事費	1/2
第3の事業	共同住宅の駐車場および月極め駐車場等へ設置する充電設備の設置	充電器の購入費および設置工事費	
第4の事業	上記以外の充電設備の設置	充電器の購入費	

(注1) 都道府県及び高速道路会社が、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車に必要な充電設備を計画的に配備するために適切な**設置場所、充電器の種類と基数**を示したもので、次世代自動車振興センター(以下「センター」という)が認めたものをいいます。

(注2) ①充電設備が**公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所**であること。

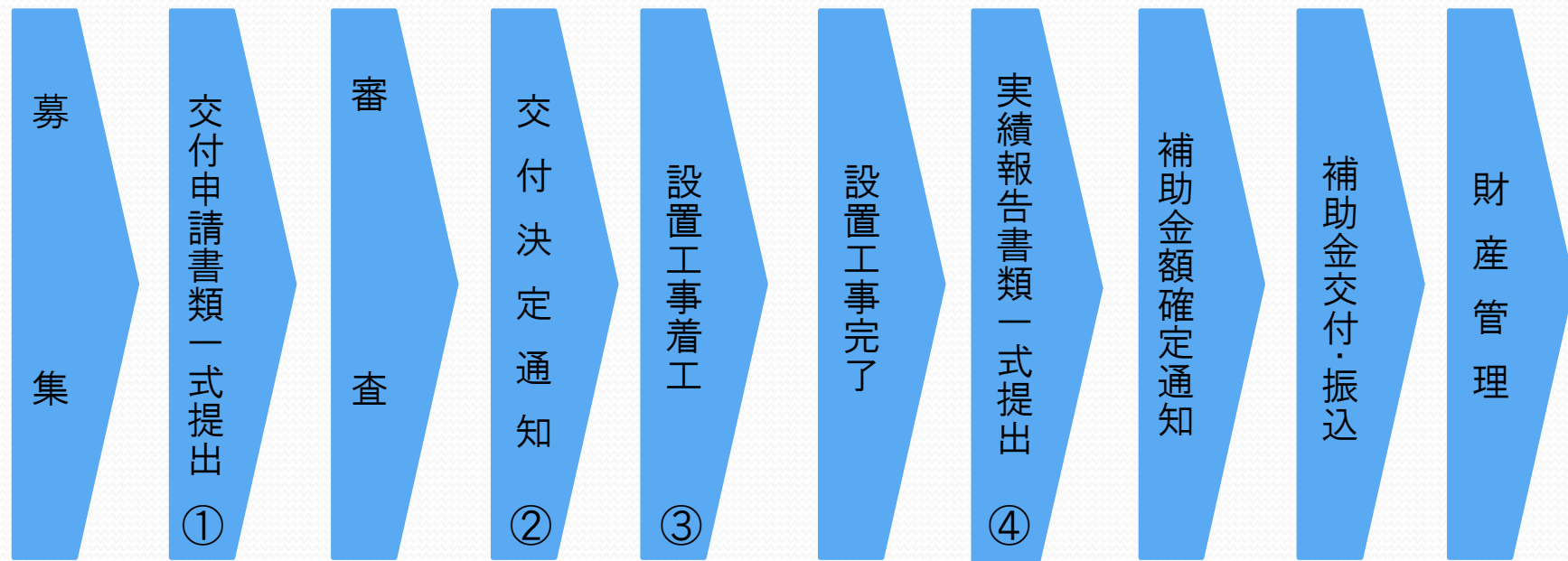
②充電設備の利用を**他のサービス(飲食等)、物品の購入を条件としない**こと(駐車料金の徴収は可)。

③**利用者を限定しない**こと(会員制等としていても、その場で充電器利用料金を払う方法等で充電器を利用できる場合は、条件を満たすものとする)。

2. 申請期間及び申請から補助金交付までの流れについて

- 1) 募集期間 : 平成25年3月19日～平成26年2月28日 (センター必着。消印有効ではありません。)
* 申請の合計額が予算額に達した場合、補助事業期間内であっても受付を終了します

2) 申請から補助金交付までの流れ



- ① 第1の事業では、**申請前**に自治体等に対して申請がビジョンの要件を満たしているかの確認を行い、管理Noを得た後の申請となります。
- ② 交付決定通知は、原則として申請書類一式がセンターに**到着した日の翌月末**となります。但し、審査に時間を要するものはこの限りではありません。
- ③ **設置工事着工**は、**交付決定通知の発行日以降**に行ってください。第4の事業は、充電設備の設置工事着工日は問いませんが、**工事完了**(=設備検収終了、全額支払い完了)は、**交付決定通知の発行日以降**としてください。
- ④ 実績報告書類一式は設置工事完了日、又は補助対象経費の支払完了日のいずれか遅い日から**30日以内**(但し、**平成26年10月31日まで**)に提出する必要があります。

3. 補助対象となる充電器と補助金額について

1) 補助対象となる充電器

・補助対象となる充電器は、①急速充電器、②普通充電器(注)で、メーカーからの申請に基づき事前にセンターで審査・承認された充電器が補助対象となります。

注) 普通充電設備には、**機械式駐車場に設置されるもの**に限り、**充電用コンセント**が含まれます。

①急速充電器	②普通充電器	充電用コンセント
	 →ケーブル付	 →コンセント

2) 充電器の補助金額について

充電器の補助金額	以下の①、②のいずれか、低い方
	①充電器の購入費(消費税抜き)×補助率(2/3又は1/2)
	②充電器の充電設備銘柄ごとに定める補助上限額

4. 補助対象となる設置工事と補助金額について (1/4)

・補助対象となる設置工事項目と工事内容は、以下のとおりです。下記工事内容の内、充電設備の設置に必要な工事に係る経費が補助対象となります。なお、**他用途に利用するための設置工事費は、補助対象外**となります。

補助対象設置工事項目	工事内容
高圧受変電設備	①高圧受変電設備の交換・増設・新設(注1)
	②高圧受変電設備に係る基礎・アンカーボルト等工事費
	③前記①～②の機器の搬入・据付
	④前記設置に係る人件費
電気配線	①分電盤(注2)
	②急速充電器用手元開閉器
	③電源線(注2)
	④接地(アース線)
	⑤前記①～④の電気配線に係る必要部材
	⑥前記①～④の電気配線に係る諸工事費
	⑦前記①～④の機器の搬入・据付
	⑧前記設置に係る人件費
電力供給対応	①電柱・柱上トランス・電線等の設置

4. 補助対象となる設置工事と補助金額について (2/4)

補助対象設置工事項目	工事内容
充電器本体据付	<ul style="list-style-type: none"> ①充電器据付に係る掘削・基礎・アンカーボルト・壁補強及び支柱設置等の諸工事費 ②前記①の機器の搬入・据付 ③前記①～②に係る必要部材 ④前記設置に係る人件費
充電スペース整備	<ul style="list-style-type: none"> ①既存路盤撤去・処分費・及び路盤再整備費 ②ライン引き費 ③前記①～②の整備に係る重機及び機材費 ④前記整備に係る人件費
付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> ①設置場所案内板 ②路面標示 ③屋根又は小屋 ④予備用コンセント ⑤充電器防護用ポール ⑥電灯 ⑦前記①～⑥の付帯整備設置に係る基礎・アンカーボルト・壁補強及び支柱設置等の諸工事費 ⑧前記①～⑦の機器の搬入・据付 ⑨前記設置に係る人件費
その他工事に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ①寒冷及び塩害対策に係る費用 ②養生・廃棄物処理・既存物移動に係る費用 ③現場管理費 ④雑材消耗品費 ⑤設置時の停電回避に係る費用 ⑥設計に係る費用 ⑦前記に係る人件費

4. 補助対象となる設置工事と補助金額について (3/4)

➤ 表中の注1. と注2. について

注1) 高圧受変電設備について

新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設全体への電力供給を担う高圧受変電設備を設計変更して、充電設備を設置する場合には、当該高圧受変電設備は、補助対象外となります。

注2) 電気配線について

新たに建設予定の建物や駐車場等で、当該施設の一般設備への電力供給を担う分電盤を設計変更して、充電設備を設置する場合には、当該分電盤、及びそれに伴う幹線の変更は、補助対象外となります。

➤ その他の留意点

- ✓ 申請は「一つの工事」毎に行ってください。充電器を設置する工事全体を「一つの工事」とみなします。
- ✓ 「一つの工事」において急速充電器と普通充電器を同時に設置する場合、急速充電設備設置工事の上限を適用します。
- ✓ 「特別な仕様に基づく工事」とは、当該設置場所を管轄する国・自治体等が充電設備について特別に適用を指示する規格・仕様に基づいて行う工事をいいます。「特別な仕様に基づく工事」申請事由書(様式3)を用いての申請が必要となります。
- ✓ 申請には、工事着工前の写真の準備が必要です。ご留意願います。

4. 補助対象となる設置工事と補助金額について (4/4)

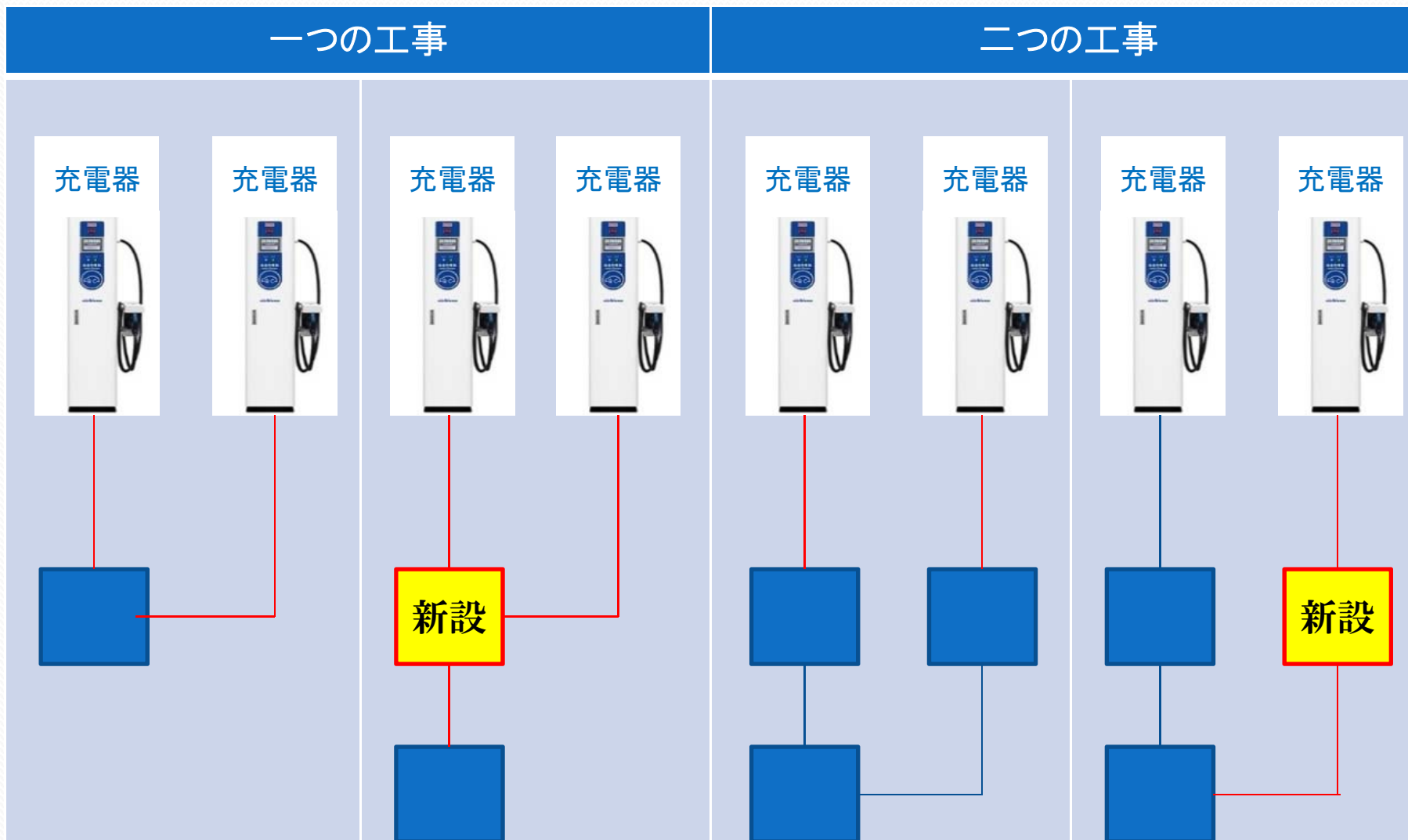
➤ 補助金額について

- ・以下の表の通り算出されます。(但し、**第4の事業の場合**は、設置工事費は補助**対象外**となります。)
- ・金額は「**消費税抜き**」となります。1万円未満は切り捨てとなります。
- ・工事業者の利益は補助の対象外です。

算出方法	以下の エとオ のいずれか低い方
ア	補助対象設置工事項目の設置工事費 X 補助率(2/3 または 1/2)
イ	補助対象設置工事項目(1)~(7)ごとに定める補助上限額
ウ	アとイのいずれか低い方を、「工事項目別補助金額」とする。
エ	(1)~(7)の「工事項目別補助金額」の合計金額
オ	工事全体に対して「事業の種類」ごと、かつ 工事区分 (注1)ごとに定める補助上限額 注1:①急速充電設備、②普通充電設備、③特別な仕様に基づく工事の3つの区分

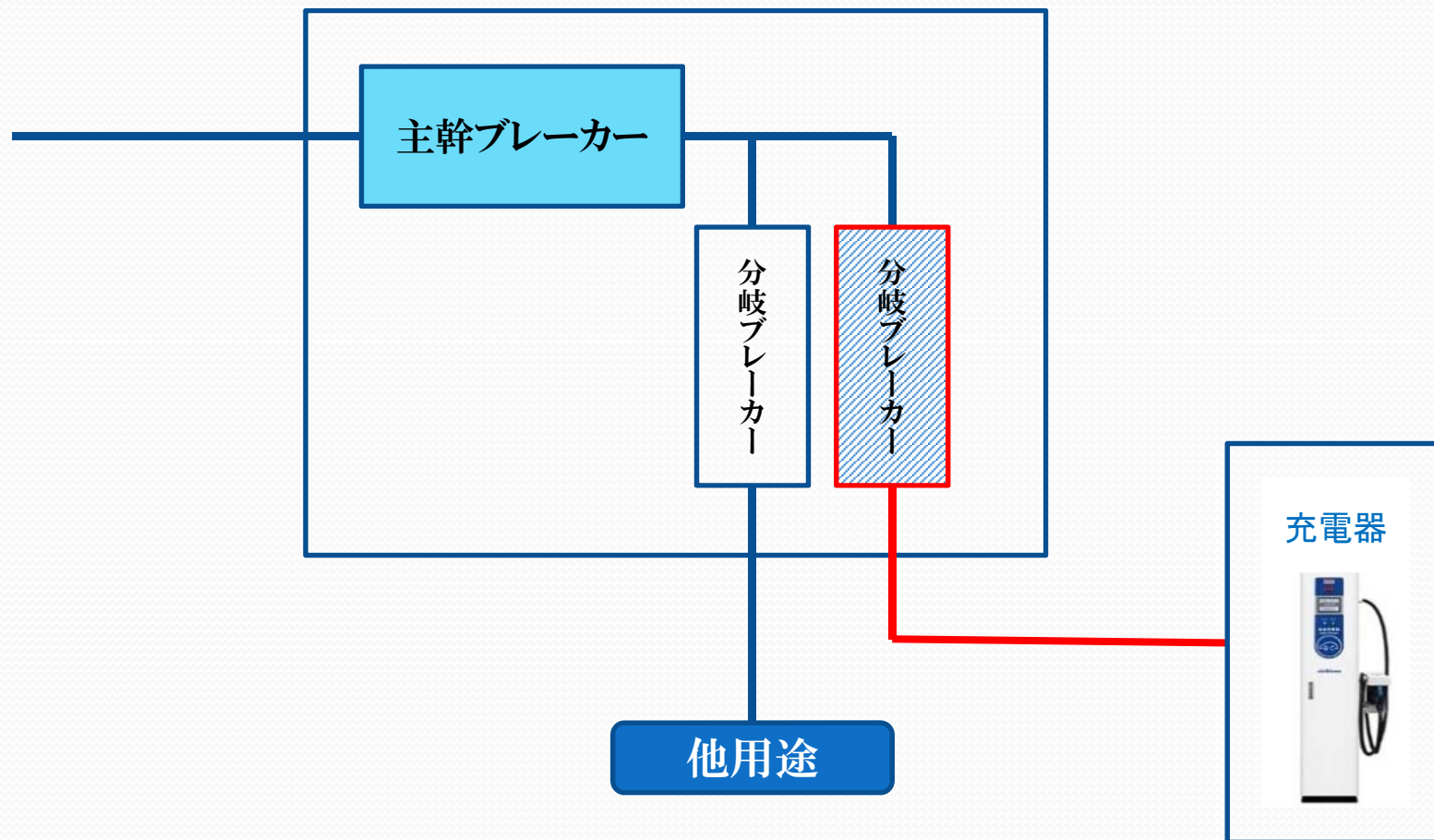
➤ 「一つの工事」について

同時期に複数の充電器を設置する場合は、当該設置工事により改修・交換、もしくは新設される分電盤のうち、充電器から見て、最近接の既存(ブルーで図示)の分電盤が同一の場合は、それらの設置工事全体を「一つの工事」としてみなします。

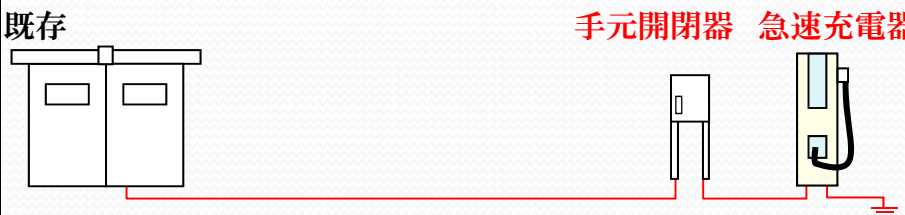


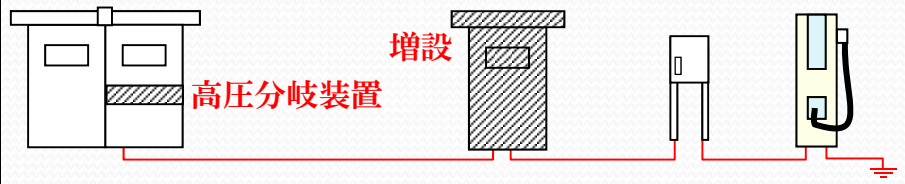
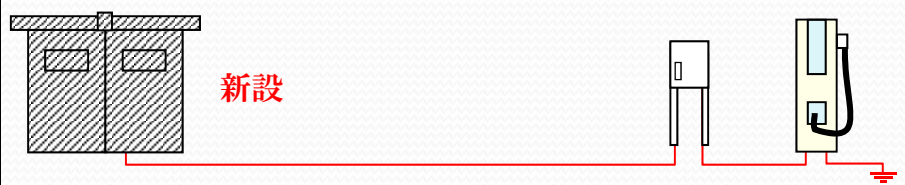


➤ 補助対象となる電気配線工事費

補助対象となる充電器の稼働に係る、分岐ブレーカーおよび分岐線が基本的な補助対象となる電気配線工事費となります。



▶ 補助対象となる高圧受変電設備 : 補助対象となる事例について

	補助対象となる工事	事例
1	<p>既存</p>  <p>手元開閉器 急速充電器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存高圧受変電設備の容量に余裕がある
2	 <p>変圧器取替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存高圧受変電設備が容量不足 ・既存高圧受変電設備内に変圧器の取替えスペースがある
3	 <p>増設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存高圧受変電設備が容量不足 ・既存高圧受変電設備内に変圧器の取替えスペースがない ・近接に増設スペースがある
4	 <p>高圧分岐装置 増設</p>	<p>上記3の場合で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近接に増設スペースがない
5	 <p>新設</p>	<p>新たに電力契約を締結する場合で、補助により設置予定の充電設備のみに利用高圧受変電設備を設置する場合</p>

➤ 付帯設備について

付帯設備

事例

1. 設置場所案内板

第1の事業、第2の事業は
必須の付帯設備です。
反射板仕様が望ましい。



2. 路面表示



▶ 付帯設備について

付帯設備

事例

3. 屋根、または小屋

小屋については、豪雪、火山灰等から **充電設備**を保護する必要がある場合に対象となります。
(センター判断)

屋根については、太陽光パネルの設置を載せる等他用途を考慮したものは補助の対象外



4. 予備用コンセント



➤ 付帯設備について

付帯設備

事例

5. 充電器防護用ポール



6. 電灯

充電器を照らすことを
目的に補助の対象と
なります。



5. その他 - 申請にあたっての留意点

1. 共同申請について

- ・一つの申請に対し、補助対象「費用」を複数の申請者で分担する場合(注1)、交付申請・実績報告及び補助金の收受等、センターとの手続きを行う代表者を決定の上、当該代表者が交付申請時に行います。
- ・財産処分等により補助金の返納義務が発生した場合には、共同申請者は返納額の全額を連帯して返納する事となります。

(注1)複数の申請者がある場合とは、例えば充電器の購入者と設置工事の発注者が異なる場合など、当該申請において補助対象経費を支払う方が複数いる場合を指します。但し、リース契約がある場合にはリース契約の使用・賃借者は補助対象経費を支払う者とは、みなしません。

2. 利益等排除の対象について

- ・申請者が①申請者自身の会社、②100%同一の資本に属するグループ企業、③申請者の関係会社から調達を受ける場合、利益等排除の対象となります。

3. 財産処分の制限について

- ・充電設備は**原則8年間保有**することが義務付けられます。保有義務期間満了前に充電設備の処分を行うと、補助金の返納を求められることがあります。尚、この保有義務期間と会計上の「減価償却期間」とは異なります。

➤ 申請書送付先

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-6-12 大手町建物虎ノ門ビル2F

一般社団法人 次世代自動車振興センター 充電インフラ部

➤ お問い合わせ先

充電インフラ部 コールセンター

電話:03-5501-4412(受付時間:平日のみ 9:00~17:00)